

国民健康保険に加入の方へ

平成30年度の国民健康保険証を3月下旬に郵送しました

4月から都道府県が財政運営の責任を担い市町村とともに国保の運営主体（保険者）となることから、保険証の様式が変更になり、都道府県名が記載され、宿毛市は「保険者」から「交付者」になります（詳細：広報すくも3月号14ページ）。すでに交付されている高齢受給者証や限度額適用認定証は旧様式のままでありますが、7月31日の有効期限までは引き続き使用できます。

後期高齢者医療制度に加入の方は、保険証の切り替えは8月1日ですので、7月下旬に郵送します。



4月から入院時食事代の自己負担額が変わります

入院をしたときは、食事代の一部を自己負担します。所得区分が「一般」の方については、現在1食360円ですが、4月から1食460円に変更されます。なお、低所得の方で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されている方については現状のままで変更はありません。

問 市民課保険係 ☎ 63-1112

後期高齢者健康診査 ～健やかな生活を送るため、受診しましょう～

生活習慣病等が発見された場合は、早期に、適切な治療を受けることで、病気の重症化を予防することができます。

期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日 **受診回数** 1回 **自己負担** 無料

受診方法

集団検診 2月中旬に「けんしん計画表」と「けんしん申込書」を地区回覧にて全戸配布。申込書、電話にて申込。

個別検診 県内実施医療機関で受診可能。詳しくは実施医療機関へお問い合わせください。

検査内容 身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・診察 など

健診結果 健診結果は、後日、郵送されます。結果は、保健指導などに活用します。

対象者 高知県後期高齢者医療の被保険者の方（長期入院中の方、施設等への入所者の方を除く）

① 下のア～ウの方には、受診券を事前送付します。

ア 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方 イ 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方

ウ 平成29年度に健診を受けられた方

② ①以外の方は、申込みにより受診券が発行され、健診を受けることができます。

持参物 被保険者証・受診券・問診票 **問** 健康推進課 ☎ 63-1113

第43回 幡多ふれあい医療公開講座

日時 4月22日（日）13時30分～16時（開場13時） **場所** 四万十市立中央公民館

内容 講演1 ピロリ菌と胃がん ～あなたの胃は大丈夫？～
講師：高知大学医学部 内視鏡診療部 水田 洋 助教授

講演2 どんな時に泌尿器科へかかれば良いか？
講師：幡多けんみん病院 泌尿器科 刑部 博人 医師

参加費 無料（どなたでも参加できます。）※この講座は高知家健康パスポート事業対象講座です。

主催 幡多けんみん病院

後援 四万十市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村・宿毛市・幡多福祉保健所・幡多医師会・高知新聞社・RKC高知放送

問 幡多けんみん病院 ☎ 66-2222

国民年金保険料の変更 ～月額16,490円が16,340円に～

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月あたりの保険料は16,340円（納付期限は翌月末）です。

お得な前納制度や年金額を増やせる付加保険料（月400円）などについては年金係または幡多年金事務所までお問い合わせください。

問 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

退職時の 国民年金の手続き

厚生年金保険や共済組合などに加入していた方が、会社を退職してその資格を喪失した場合には、国民年金への加入手続きが必要になります。また、扶養されていた配偶者の方も、あわせて手続きが必要になります。なお、国民年金加入後、年金保険料の納付が困難な場合は、未納のままにせずに離職票などを持参のうえ、免除などについてご相談ください。

問 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

農業者年金

農業者年金は・・・

- **少子高齢化に強い積み立て方式・確定拠出型**
自分の年金の原資は自分で保険料を積み立てるため、加入者・受給者数に左右されない安定した財政方式。
- **農地の権利名義に関わりなく加入できる**
国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方ならOK。
- **終身年金で80歳までの保証付き**
原則65歳から生涯年金を受給。仮に80歳前に亡くなくても80歳までに受け取り予定の年金の現在価値相当額を、「死亡一時金」として遺族に受給。
- **支払保険料の全額社会保険料控除で節税**
所得税・住民税の節約となるほか、農業者年金基金が運用して得られる運用益も非課税。
- **保険料は経営・家計状況により自由に設定**
月額2万円～6万7千円の間で、1,000円単位で設定。途中で増減も可能。加入・脱退は自由。

農業者年金相談コーナー

お気軽にご相談ください！

日時 4月29日（日）9時～15時 **場所** 第6回 宿毛まるごと産業祭会場（宿毛市総合運動公園）

申 問 農業委員会事務局 ☎ 63-1101